

がいこくせきけんみん かいぎ だい き ていげん たい しさくか そちじょうきょう けんとうじょうきょうとう
外国籍県民かながわ会議 (第11期) 提言に対する施策化措置状況・検討状況等

ていげんないよう 提言内容	そちじょうきょう けんとうじょうきょうとう れいわ ねん がつまつじてん 措置状況・検討状況等(令和6年2月末時点) か こ じょうきょう ふく ＜過去の状況を含む＞
<p>1 (1) さいがいじ がいこくじんじゅうみんしえん にやくだつ、いろいろなだんたいが じゅんび 準備している既存の ICT ツー ルや資料の存在を各市町村に しゅうち 周知する。</p> <p>(2) がいこくせきけんみん せいかつ しえん するためのビデオを作成し、 かながわけんこうしき YouTUBE チャン ネル「かなチャンTV」にアッ プロードする。</p> <p>(3) かながわけん ていきょう 「こんにちはかながわ」につい て、ねん 3 回のハードコピーと PDF でのしゅつばんをけいぞくてき 継続的に更新 されるウェブサイトでの提供 にかえる。</p>	<p>(1) について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ けん しちょうそんおよ 国際交流協会が参加する「災害時 がいこくじんじゅうみんしえんたんとうしゃかいぎ 外国人住民支援担当者会議」等の機会を活用し、 かくだんたい ていきょう 各団体が提供している有用なツールや資料をしゅうち 周知した。(国際課) <p>(2) について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「かなチャンTV」よりがいこくじん しちょう 外国人が視聴する可能性が たか 高い、かながわ 国際交流財団の YouTUBE チャンネル に、「日本で暮らすためのせいかつ 生活ルール」をせつめい 説明する たげんご どうが 多言語の動画(かながわ 国際交流財団の補助事業 「しゃかいせいど 社会制度セミナー」としてじつし 実施)を掲載した。 (国際課) <p>(3) について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「こんにちはかながわ」については、いんさつ 印刷した冊子 けんきかん しちょうそん 国際交流協会、がいこくせきけんみんしえん 県機関、市町村、国際交流協会、外国籍県民支援 だんたいとう 団体等にそうふ 送付しているが、ついか 追加の発送依頼が寄せら れるなど、かみ 紙によるじょうほうていきょう 情報提供も必要がある。したが って、こんご 今後も冊子の発行及び県ホームページによる じょうほうていきょう 情報提供をけいぞく 継続する。(国際課)

がいこくせきけんみん かいぎ だい き ていげん たい しさくか そちじょうきょう けんとうじょうきょうとう
外国籍県民かながわ会議 (第11期) 提言に対する施策化措置状況・検討状況等

<p>ていげんないよう 提言内容</p>	<p>そちじょうきょう けんとうじょうきょうとう れいわ ねん がつまつじてん 措置状況・検討状況等(令和6年2月末時点) か こ じょうきょう ふく ＜過去の状況を含む＞</p>
<p>2 がいこくせきけんみん かいぎ 外国籍県民かながわ会議の はっしんりょくこうじょう いいん ちしき 発信力向上や委員の知識 こうじょう かき 向上のため、下記のような とりくみ じっし ひつよう 取組を実施していく必要がある。 る。</p> <p>(1) けん しゅさい 県が主催するイベントで がいこくせきけんみん かいぎ 外国籍県民かながわ会議を ゆうち 誘致</p> <p>(2) こんわかい れんけい ふか 懇話会との連携を深める</p> <p>(3) かながわこくさいこうりゅうざいだん かながわ国際交流財団と のコラボ企画</p> <p>(4) けんない がいこくじんしえんかつどう 県内の外国人支援活動 をしているNPO、NGO との こうりゅうかい 交流会</p> <p>(5) いいん ちしきめん かた 委員の知識面を固めるた めに、けんがくかい 見学会(NPO、NGO の とりくみ りかい 取組を理解するために現場を ほうもん がくしゅうかい ゆうしましや まね 訪問)、学習会(有識者を招 き、お話しを聞く)を企画</p>	<p>(1)～(5)について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・たぶんかきょうせい 多文化共生イベント「あーすフェスタかながわ」 がいこくせきけんみん かいぎ いいん さんか がいこくせき に外国籍県民かながわ会議の委員が参加し、外国籍 けんみん かいぎ 県民かながわ会議について周知した。 ・がいこくせきけんみん かいぎ 外国籍県民かながわ会議で、かながわ国際政策 すいしんこんわかい いいん みずか せんもんぶんや こうぎ 推進懇話会の委員が自らの専門分野について講義す る機会を設けた。 ・がいこくせきけんみん かいぎ けんとうちゅう ていげんそあん 外国籍県民かながわ会議で検討中の提言素案につ いて、かながわ国際政策推進懇話会の委員から意見 ちようしゅ きかい ちゅう 聴取する機会を設けた。 ・か こ がいこくせきけんみん かいぎ ていげん う 過去に外国籍県民かながわ会議の提言を受けて しさくか じつげん せいど とうじ かんけいしゃ 施策化が実現した制度について、当時の関係者を かいぎ ば しやうへい じつげん けいりとう せつめい 会議の場に招聘し、実現までの経緯等を説明いた だいた。 ・かいぎ じむきょく つと こくさいか くに けん 会議の事務局を務める国際課から、国・県・ しちょうそん やくわり ちが せつめい くに しちょうそん 市町村の役割の違いを説明したり、国や市町村の きそんせいど しやうかい かくいいん きやうぎ じ 既存制度を紹介するなど、各委員の協議に資するよ うなたいおう じっし うな対応を実施した。(国際課)

がいこくせきけんみん かいぎ だい き ていげん たい しさくか そ ち じょうきょう けんとうじょうきょうとう
外国籍県民かながわ会議 (第11期) 提言に対する施策化措置状況・検討状況等

<p>ていげんないよう 提言内容</p>	<p>そ ち じょうきょう けんとうじょうきょうとう れい わ ねん が つ ま つ じ て ん 措置状況・検討状況等(令和6年2月末時点) か こ じょうきょう ぶく ＜過去の状況を含む＞</p>
<p>3 がいこくせきけんみん もつと 外国籍県民を最もスピーディーかつ身近でサポートできるコミュニティとして、「町内会」の活用を県から各市町村に提案していただきたい。また、町内会制度を知っていただき、利用いただけるよう外国籍県民への情報提供も県から各自治体に呼びかけていただきたい。</p>	<p>けん しちょうそん こくさいこうりゆうきょうかいおよ しやかいふくしきょうぎかいとう ・県、市町村、国際交流協会及び社会福祉協議会等の専門機関が参加する「かながわ自治体の国際政策研究会」等の機会を活用し、「町内会」の活用及び外国籍県民への情報提供等に関する提言の内容を周知した。(国際課)</p>
<p>4 (1) がいこくせき ほごしや たい 外国籍の保護者に対しその子息の小学校入学前準備、学習内容、行事、校内での生活等について多言語で対面並びにZoomで説明会を行うこと。具体的に小学校生活の動画を作成し、神奈川県ホームページに載せていただきたい。 (2) せつめいかい かん じぜんこうほう 説明会に関する事前広報にも力を入れていただきたい。具体的に県から市町村の国際政策担当課へ打診をお願いしたい。</p>	<p>(1)について ・「帰国児童・生徒、外国につながるのある児童・生徒教育及び国際教室担当者連絡協議会」等の小・中学校の国際教室の担当者等が集まる会議において、異文化理解・多文化共生に関する情報提供を実施していく。また、小学校生活の動画については、文部科学省より外国人児童・保護者向け動画「はじめまして！今日からともだち」「おしえて！日本の小学校」のリンクを神奈川県のホームページに載せるか検討していく。 (子ども教育支援課) (2)について ・各市町村の国際政策担当課に対して、提言の内容を周知した。(国際課)</p>

がいこくせきけんみん かいぎ だい き ていげん たい しさくか そち じょうきょう けんとうじょうきょうとう
外国籍県民かながわ会議 (第11期) 提言に対する施策化措置状況・検討状況等

<p>ていげんないよう 提言内容</p>	<p>そち じょうきょう けんとうじょうきょうとう れいわ ねん がつまつじてん 措置状況・検討状況等(令和6年2月末時点) く 過去の状況を含む</p>
<p>5 県立中等教育学校・高等学校 やNPO団体などで翻訳や 通訳の手伝いをする外国人ボ ランティアを増やすため、ボ ランティア活動を支援する 予算を立てていただきたい。</p> <p>また、外国人ボランティアの 募集を担当する部署と、ボラ ンティア活動に志願する 外国人にとって手軽に申請で きる制度が必要である。</p>	<p>・日本語を母語としない外国籍生徒等が在籍する県 立高等学校及び県立中等教育学校において、生徒の 指導上保護者等との意思の疎通を為に通訳を 必要とする場合、その派遣に係る費用を措置するこ とにより、外国籍生徒等が円滑な学校生活を送れる よう支援を行っている。(高校教育課)</p> <p>・県内NPOの外国人ボランティアに関する情報を 収集するために、関係団体へヒアリングを実施し た。(NPO協働推進課)</p>
<p>6 介護保険制度に関する基礎 知識や、介護認定からサービ ス利用までの流れ等を分かり やすく多言語で説明するリー フレットを作成し、介護が 必要になる前から介護保険 制度の知識が得られるよう 情報発信していただきたい。</p> <p>介護に関する専門的な教育 人材の育成を進めるととも に、健康維持や居場所づくり のため外国籍の高齢者の交流 事業も立ち上げていただき たい。高齢になり人生の最期を 迎えることについて、じっく り時間をかけて考える機会 と、それを支えるサポート 体制が必要である。</p>	<p>・介護保険制度の多言語対応版リーフレットを厚生 労働省が作成し、県ホームページにおいてもリンク して情報発信している。(高齢福祉課)</p> <p>厚生労働省 ホームページ：介護保険制度について (多言語リーフレット) https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10548.html</p> <p>県ホームページ：介護保険制度について https://www.pref.kanagawa.jp/docs/u6s/cnt/f812/index.html</p> <p>・外国人住民も安心して暮らすことができるよう、 日本の社会制度を学ぶセミナーを実施し、介護保険 の基本的な仕組みと利用の流れや介護サービスにつ いて外国籍県民向けに説明する機会を設けた。 (国際課)</p>

がいこくせきけんみん かいぎ だい き ていげん たい しさくか そちじょうきょう けんとうじょうきょうとう
外国籍県民かながわ会議（第11期）提言に対する施策化措置状況・検討状況等

<p>ていげんないよう 提言内容</p>	<p>そちじょうきょう けんとうじょうきょうとう れいわ ねん がつまつじてん 措置状況・検討状況等（令和6年2月末時点） かこ じょうきょう ふく ＜過去の状況を含む＞</p>
<p>7 神奈川県で子どもの権利に関する条例を制定してほしい。子どもを取り巻く環境を改善し、子どもの権利を守る社会にしてほしい。</p>	<p>・「神奈川県子ども・子育て支援推進条例」の改正において、子どもの権利条約の4つの原則（差別の禁止、子どもの最善の利益、生命、生存及び発達に対する権利、子どもの意見の尊重）を盛り込むことを検討している。</p> <p>・全ての子どもが精神的・身体的・社会的に将来にわたって幸福な状態で生活を送ることができる「子どもまんなか社会」の実現に向けて、全ての子どもが権利の主体として尊重されることを明確に打ち出し、子どもの目線に立った施策を推進するための条例としていく。（次世代育成課）</p> <p>・令和2年度から社会的養護が必要な子どもたちに対して「子どもの意見表明等支援事業」を実施している。特に令和6年度からは改正児童福祉法が施行されることから、事業を拡大し展開する予定としている。（子ども家庭課）</p>
<p>8 外国籍県民の意見が日本社会に反映されるよう、永住など長期にわたり滞在する外国籍県民に対して地方参政権を与えるよう要請する。</p>	<p>・地方参政権の制度化については、国の動向を注視しながら、十分に議論を深める必要がある。（国際課）</p>

がいこくせきけんみん かいぎ だい き ていげん たい しさくか そち じょうきょう けんとうじょうきょうとう
外国籍県民かながわ会議 (第11期) 提言に対する施策化措置状況・検討状況等

<p>ていげんないよう 提言内容</p>	<p>そち じょうきょう けんとうじょうきょうとう れいわ ねん がつまつじてん 措置状況・検討状況等(令和6年2月末時点) か こ じょうきょう ふく ＜過去の状況を含む＞</p>
<p>9 がいこくせきけんみん きょういっくしせん 外国籍県民への教育支援として、以下の内容を実施していただきたい。</p> <p>(1) こうりつしょうちゅうがっこうむけのわか りやすい日本語、母語を用いたオンライン教材の作成</p> <p>(2) しんせつやかんちゅうがっこう ざいけんわく 新設夜間中学校、在県枠高校に入学した生徒への支援強化</p> <p>(3) ちいき にほんごきょうしつ もくひょう 地域の日本語教室の目標ある日本語学習実現に向けた体系化</p>	<p>(1)について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「帰国児童・生徒、外国につながるのある児童・生徒教育及び国際教室担当者連絡協議会」等の小・中学校の国際教室の担当者等が集まる会議において、異文化理解・多文化共生に関する情報提供を実施していく。(子ども教育支援課) <p>(2)について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県教育委員会主催の「相模原市夜間中学広域連携協議会」において、夜間中学の生徒に対する日本語指導のあり方について協議した。 ・県教育委員会主催の「県教育委員会と自主夜間中学との意見交換会」において、日本語指導に関するノウハウを教えていただいた。 ・相模原市の夜間中学では、日本語指導講師を2名配置しており、講師を中心に全職員で日本語指導にあたっている。(子ども教育支援課) ・横浜北東・川崎地区で外国につながるのある生徒への支援を行っている。川崎高校に拠点を置き、NPO、日本語指導員、大学生、地域ボランティアなどの地域人材を活用し、多言語による週末地域日本語・学習支援などを行っている。 ・日本語を母語としない生徒に対して、学校が多文化教育コーディネーターと日本語支援に関する計画を立て、地域のサポーターを派遣し、学習や学校生活に係る支援を行っている。 ・外国につながるのある生徒が多く在籍する県立高等学校に外国につながるのある生徒の学習活動に必要な学習支援員を派遣し、必要な学習に係る支援を行っている。 ・日本語を母語としない外国籍生徒等が在籍する県立高等学校及び県立中等教育学校において、生徒の指導上保護者等との意思の疎通を図る為に通訳を必要とする場合、その派遣に係る費用を措置することにより、外国籍生徒等が円滑な学校生活を送れるよう支援を行っている。(高校教育課)

がいこくせきけんみん かいぎ だい き ていげん たい しさくか そ ち じょうきょう けんとうじょうきょうとう
外国籍県民かながわ会議 (第11期) 提言に対する施策化措置状況・検討状況等

ていげんないよう 提言内容	措置状況・検討状況等(令和6年2月末時点) 〈過去の状況を含む〉
9	<p>(3)について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年3月に取りまとめた「かながわの地域日本語教育の施策の方向性」に沿って、広域自治体として、各市町村や地域の実情に応じた調整・支援を行っている。(国際課) ・市町村が実施する日本語ボランティアの養成・研修等に対して、財政的支援を行っている。また、将来的に市町村で実施可能となるような、専門家による体系的な日本語講座を県モデル事業として実施している。(国際課)
10	<p>外国人起業家を支援するため、以下の内容を実施していただきたい。</p> <p>(1) 県から外国人起業家に初期資金として助成金を出す。</p> <p>(2) 日本で起業するプロセスについて説明会やワークショップを開く。</p> <p>(3) 外国人起業家を支援する法律事務所などを紹介する。</p> <p>(4) 神奈川県内の外国人起業家の名簿を作成し、ネットワークを構築し、持続可能なコミュニティを目指す。</p> <p>また、外国人人材を採用した企業に対してワークショップ形式の研修を提供してほしい。</p> <p>(1)について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人起業家に限らず、県では初期費用の助成は行っていないが、一定の条件を満たせば、利率などが優遇されている創業支援融資を利用することができる。(中小企業支援課) <p>(2)について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内3つの拠点で実施する「HATSU起業家支援プログラム」において、国籍にかかわらず神奈川県においてビジネスアイデアの事業化に取り組む起業準備者を支援している。また、SHIN みなとみらい等において、日本で起業する外国人に必要とされる在留資格である「経営・管理」の特例制度(スタートアップビザ)について、説明を行っている。(産業振興課) ・外国人を含めた創業希望者に、(公財)神奈川県産業振興センターなどの支援機関で経営相談など各種相談に応じるとともに、必要に応じて、専門機関等への橋渡しを行っている。(中小企業支援課)

がいこくせきけんみん かいぎ だい き ていげん たい しさくか そちじょうきょう けんとうじょうきょうとう
外国籍県民かながわ会議 (第11期) 提言に対する施策化措置状況・検討状況等

ていげんないよう 提言内容	そちじょうきょう けんとうじょうきょうとう れいわ ねん がつまつじてん 措置状況・検討状況等(令和6年2月末時点) かこ じょうきょう ふく <過去の状況を含む>
10	<p>(3)について</p> <ul style="list-style-type: none"> IT事業等県が対象とする特定の分野での起業を目指す外国人に対し、神奈川県行政書士会に所属する外国語での対応が可能な行政書士(中小企業診断士)を紹介し、在留資格(かながわスタートアップ・ビザ)の取得等に必要の諸手続の支援を行う。(産業振興課) <p>(4)について</p> <ul style="list-style-type: none"> 県内の中小企業で働く外国人労働者を対象とした、職場でスムーズにコミュニケーションをとれるようになる日本語の習得を目的とした日本語教室の開催を予定している。実施形態については検討中。(雇用労政課) 神奈川県内の外国人起業家の名簿作成及びネットワークの構築については、対象者の把握や線引きが困難であり、県の施策として実施すべきか疑義があるため、現状は実施しない。(国際課)

がいこくせきけんみん かいぎ だい き ていげん たい しさくか そち じょうきょう けんとうじょうきょうとう
外国籍県民かながわ会議 (第11期) 提言に対する施策化措置状況・検討状況等

<p>ていげんないよう 提言内容</p>	<p>そち じょうきょう けんとうじょうきょうとう れいわ ねん がつまつじてん 措置状況・検討状況等(令和6年2月末時点) か こ じょうきょう ふく ＜過去の状況を含む＞</p>
<p>11 公立学校にインターナショナル・コースを導入し、安価で英語教育が受けられる環境を提供していただきたい。 国際的な環境で日本人及び外国籍の子どもたちが一緒に勉強する事で、多文化共生も実現できると考える。</p> <p>また、色々な国の子どもたちが参加することも考慮し多言語サークル(継承語の習得のため)の設立も強くお勧めする。</p>	<p>・県立高校の中には、海外に長期滞在して帰国した生徒や神奈川県在住の外国籍を持つ生徒を対象に、在県外国人特別募集、海外帰国生徒特別募集を実施したり、横浜国際高校に国際課を設置するなどして、国際化への対応を図るとともに、多文化共生社会の実現に向けた取組を行っている。</p> <p>・外国につながるのがある生徒数が多く在籍している学校では、様々な国や民族の文化を発信し、ともに生活していく社会づくりを目指した「多文化クラブ」など、設置している学校もある。(高校教育課)</p> <p>・英語教育については、国際バカロレア認定推進校の指定により、国際バカロレア機構の定める教育課程の運用・改善を行い、当該推進校の取組の成果をいかして、県立高校全体の英語教育の充実を図っている。</p> <p>・英語資格、検定試験の受験を促進するため、必要な支援を実施することで、生徒の英語力の定着と向上を図るとともに、各学校の授業改善等の取組を推進している。</p> <p>・生徒に豊かな国際感覚と高い実践的英語力を育成するため、海外留学支援や海外との交流等を実施するほか、留学に向けた意識を向上させる取組を実施している。</p> <p>・外国につながるのがある生徒への教育機会の提供と学習支援を実施している。(教育局総務室)</p>